

# 山梨県公報

第千四百六十九号

平成十六年

四月十五日

木曜日

## 目次

県営土地改良事業の完了(二件).....	二九九
使用料の徴収事務の委託.....	二九九
<b>公 告</b>	
土地改良区役員の退任及び就任.....	二九九
基本測量の実施.....	三〇〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	三〇〇
<b>公安委員会</b>	
遊技機の型式の検定.....	三〇〇

## 告 示

**山梨県告示第二百十四号**  
 県営土地改良事業(八代西部地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十六年三月十五日をもって完了した。

平成十六年四月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県告示第二百十五号**

県営土地改良事業(一宮金田地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十六年三月二十五日をもって完了した。

平成十六年四月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

**山梨県告示第二百十六号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十六年四月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 委託の相手方  
 甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会

二 委託に係る使用料  
 山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料

三 委託の期間  
 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

## 公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、四ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十六年四月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	中村 八郎	塩山市上井尻九三〇番地	平成十四年三月三十一日
	飯嶋喜志男	同 一四九三番地	
	古屋 茂幸	同 二九七番地	
	小林 敏雄	同 六五六番地	
	松井 広幸	同 上塩後六一七番地二	
	窪川 哲郎	同 四七六番地	
	角田 重男	同 二二三番地五	
	久保寺芳仁	同 九四二番地二	
	新藤 文雄	同 上於曾一〇四五番地二	



第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年四月十四日までとする。  
平成十六年四月十五日

山梨県公安委員会  
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は業者名	
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR加トちゃん・こぶ茶パ ンド編H C	奥村遊機株式会社	四〇〇〇八一
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR加トちゃん・こぶ茶パ ンド編F C	奥村遊機株式会社	四〇〇〇一〇七
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR加トちゃん・こぶ茶パ ンド編S P	奥村遊機株式会社	四〇〇〇二二四
株式会社ニューギン 代表取締役	ぱちんこ遊技機 第一種特別電動役物	CRがん	株式会社	四〇〇〇一六

締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	ぱれ!! ロボコン MA	ニューギン	四〇〇〇四八
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRがん ぱれ!! ロボコン MB	株式会社ニューギン	四〇〇〇一七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRがん ぱれ!! ロボコン MC	株式会社ニューギン	四〇〇〇七八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRファイバー クアナイン N7	株式会社三共	四〇〇〇九〇
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRファイバー クアナイン N8	株式会社三共	四〇〇〇四三
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR海へいこつ2 FX	マルホン工業株式会社	四〇〇〇四三

<p>一二七番地</p> <p>マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>CR海へ いこう2 FJ</p> <p>マルホン工業株式会社</p>	<p>四〇〇〇五八</p>
<p>岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中方町鐘突二一八五番地の二</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)</p> <p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>ジュエル パニック</p> <p>岡崎産業株式会社</p>	<p>三四一一三</p>
<p>株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>CR・ド ラゴンモ ンキーX J</p> <p>株式会社平和</p>	<p>四〇〇〇七九</p>
<p>株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>CR・ド ラゴンモ ンキーY J</p> <p>株式会社平和</p>	<p>四〇〇〇九三</p>
<p>株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>ドラゴン モンキー V</p> <p>株式会社平和</p>	<p>四〇〇一三九</p>
<p>株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>CR松居 直美S</p> <p>株式会社藤商事</p>	<p>四〇〇〇一五</p>
<p>株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号</p>	<p>ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)</p> <p>第一種特別電動役物</p>	<p>CR松居 直美C</p> <p>株式会社藤商事</p>	<p>三〇一一二〇</p>
<p>株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号</p>	<p>回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)</p> <p>ジャグ ラ I T M</p> <p>株式会社北電子</p>	<p>三 四 〇 八 九 七</p>	<p>三 四 〇 八 九 七</p>